

英語による国際家事調停人養成研修

2014年4月1日、ハーグ条約及び関連国内法令が発効しました。日本仲裁人協会では、国際的な子の連れ去り問題を解決するためには国際的な『面接交流』を推進するべきであると考え、2013年より「国際家事調停人養成講座」を開催してきました。今年も11月に同様の研修を開催いたしますので、以下にご案内申し上げます。

※ 講師は、昨年に引き続き、元九州大学大学院教授レビン小林先生です。レビン小林先生は、長年にわたりニューヨーク市ブルックリンで調停人を務めた経験をお持ちです。また、研修アシスタントも講義の一部を担当します。

※ 研修期間は**3日間**です。**1日目は日本語**で、紛争解決理論の解説が行なわれます。2日目からは調停技法の練習とロールプレイを行ないますが、参加者には、ロールプレイごとに、**【英語】か【日本語】を選択**していただきますので、**英語には自信がない方でもマイペースで参加して頂くことができます。**

※ 原則、3日間全日参加とします。但し、以前の「国際家事調停人養成研修」の参加者のみ、11/26(土)からの2日間コースを選択できます。研修時間と場所にばらつきがありますのでご注意ください。

※ 修了者には日本仲裁人協会より修了証明書が交付されます。また、この研修を修了された方は民間総合調停センターのハーグ条約事案の和解斡旋人に推薦させていただきます。

※ 英語/日本語による調停技法は、相談業務にも大いに役立ちます。

ハーグ条約案件の国際家事調停や英語での調停に関心をお持ちの弁護士、民間総合調停センター関係士業の方、家事調停委員、学生・学者等の方々の参加をお待ちしております。

主催	後援	公益社団法人日本仲裁人協会 大阪弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター
日時	場所	2016年11月25日(金) 午前11時～午後7時 大阪弁護士会館10階会議室 " 11月26日(土) 午前9時半～午後4時45分 大阪弁護士会館10階会議室 " 11月27日(日) 午前9時半～午後4時30分 エルおおさか5階研修室2
講師	講師アシスタント	元九州大学大学院教授・日本仲裁人協会理事 レビン小林久子 弁護士 黒田 愛、弁護士 高瀬朋子、弁護士 西原和彦、弁護士 岡井加女代、 米国カリフォルニア州弁護士 ニコラス・R・ジェソン
参加料		3日間コース 1人3万円(日本仲裁人協会会員2万円/学生1万5千円) 2日間コース 1人2万円(日本仲裁人協会会員1万円)(過去の参加者のみ選択可) (送金先は参加者確定後追ってご連絡します。)

※参加申込者が27名に満たない場合は取消又は延期があります。

※参加申込者が36名に達し次第、申込みを締め切らせて頂きます。

回答書

「(英語による)国際家事調停人養成研修」参加申込書

※2日間コースは過去の国際家事調停人研修参加者のみ選択可

貴名 _____ (年齢 _____ 歳) 2日間コース 11/26,27 日本仲裁人協会会員
 3日間コース 11/25,26,27 非会員

※ロールプレイは 日本語 英語 ロールプレイごとに選択

住所 _____ E-Mail _____

TEL _____ FAX _____

所属(役職) _____ 連絡先 _____

大阪弁護士会 法律相談部 ADR課 (担当 河野) 行 FAX 06 - 6364 - 1255

※ ご提供いただいた個人情報は、厳重に管理し、本セミナーに関する連絡以外には使用いたしません。